

# 社会福祉法人の財務や運営に関する情報の活用に向けた都の取組について

資料2

## 1 現状

平成29年4月から区域内の社会福祉法人の活動状況等の調査・分析・公表が都道府県の業務として、法に規定された。

## 2 課題

社会福祉法人の透明性の向上を図るには、法人に対する指導への活用に加えて、都内法人の状況について法人や都民等の活用にあつては調査・分析・公表を行わなければならない。

## 3 専門家会議での意見

様々な事業を行っている社会福祉法人の活動の実態を反映させるために事業別や規模別の分類を行い、分析してはどうか。

分析結果の公表にあたり、平均値を用いる場合、必ずしも中央値に当たるとは言えない点は注意が必要である。全体分布を踏まえて、適切な表示の仕方について検討してはどうか。

正確な情報の分析を行うため、データ作成を行う法人やデータ収集を行う区市に対する丁寧な説明が必要ではないか。

## 4 都の取組(案)

分析に用いる項目の検討及び分析結果の公表にあたっては、下記の点に留意する。

- ・ 分析項目の検討... 都内法人の実態や特徴を反映している
- ・ 分析結果の公表... 法人への適切な指導に活用できる  
法人が他法人と比較することで自らの状況を把握することに資する  
都民にわかりやすい情報である

都内全法人を対象とし、法人や区市の協力を得ながら、必要な情報を収集・分析する。情報の収集・分析にあたっては法人や区市に対して随時説明を行う。

### (区市との役割分担)

- ・ 都は都内法人の情報を分析し、公表する。
- ・ 区市は区市所轄法人の計算書類等の情報を収集し、都に提供する。

### 根拠法令

- 法第59条 法人から所轄庁への届出
- 法第59条の2第2項 都道府県による調査等
- 法第59条の2第3項 都から区市への情報提供依頼

## 参考 都で検討している分析項目のイメージ

分析項目案			
法人運営・事業	法人活動年数	役員等(続き)	理事長就任年数
	実施している社会福祉事業数		理事就任年数
	実施している公益事業数		監事就任年数
	実施している収益事業数		監事のうち公認会計士又は税理士設置法人
	地域における公益的な取組実施状況(24条)		評議員任期年数
地域公益事業実施状況(55条の2)	報酬	理事会・評議員会出席報酬額	
理事会開催回数		理事長報酬額	
理事会出席理事数		業務執行理事報酬額	
決議省略理事会数		理事報酬額	
評議員会開催回数		監事報酬額	
評議員会出席者数		会計監査人監査費用	
決議省略評議員会数		評議員報酬額	
理事会・評議員会等	評議員選定委員会設置法人数	組織・職員	法人職員数(正規、常勤、非常勤)
	苦情解決委員会設置法人数		職員離職率(常勤、正規)
	苦情解決委員会委員数		法人本部組織設置法人
	理事数		法人本部職員数
役員等	評議員数	資産・財務	本部経費
	監事数		理事長専決契約額
	業務執行理事設置法人数		施設長専決契約額
	業務執行理事数		寄付受領額
	会計監査人設置法人数		控除対象財産(運転資金額)
	会計監査人(公認会計士)設置法人数		控除対象財産(修繕等積立金額)
	会計監査人(監査法人)設置法人数		社会福祉充実残額
	評議員選任・解任委員会委員数		拠点区分数
	理事長年齢		サービス区分数

事業種別(高齢、障害、保育、措置、複数など)、規模(サービス活動収益)、活動年数などで区分し分析する。また、分析結果については平均、比率、数分布等により表示する。

## 参考 法人の活動状況把握のイメージ

### 【都】

都・所轄法人からの計算書類等情報の収集  
計算書類等の分析  
分析結果のHPでの公表

### 【区市】

区市所轄法人からの計算書類等情報の収集  
都への計算書類等情報の提供

### 【法人】

所轄庁への計算書類等情報の提出

